

個別避難計画 作成等関係者の皆さんへ

茂原市福祉部社会福祉課

個別避難計画とは

自力で避難することが困難な方が、
避難時に

- ・ 誰が支援して
 - ・ どこに避難するか
 - ・ どのような配慮が必要か
- などを事前に考え作成した、

一人ひとりの状況に合った避難計画書です。



災害対策基本法の改正

伊勢湾台風

昭和36年 制定

阪神・淡路大震災

平成7年 ボランティア活動の整備

東日本大震災

平成25年 避難行動要支援者名簿の作成 市区町村の義務化

房総半島台風・東日本台風

令和3年 個別避難計画の作成 **市区町村の努力義務化**

地域での情報共有

作成した個別避難計画の情報は、必要に応じて避難支援等関係者（自治会、自主防災組織等）に公開され、避難支援に役立てられます。

日常の
コミュニケーション

避難訓練
など



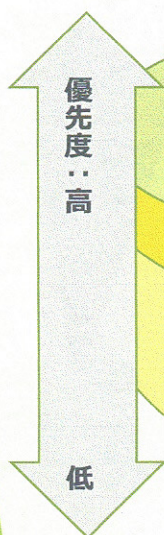
共助による
避難支援

自力で避難することが困難な方 = 避難行動要支援者

- ▶ 75歳以上の高齢者のみの世帯
- ▶ 介護保険法の介護度3以上
- ▶ 身体障害者手帳1級又は2級
- ▶ 療育手帳A以上
- ▶ 精神障害者保健福祉手帳1級
- ▶ その他、避難行動に支援が必要な者



作成の優先度



- ・居住地の災害リスクが高い
(床上浸水区域、家屋倒壊リスクなど)
- ・心身の状況により支援が必要
- ・独居、社会的に孤立している方



- ・居住地の災害リスクが低い
- ・支援の必要性が低い
- ・親族と同居・近居、地域社会と繋がりがあ



個別避難計画の作り方

① 市支援により関係者と連携して作成

優先度の高い人が対象

【関係者】

自主防災組織、自治会、民生委員、
利用する福祉サービス事業者 など



= 個別避難計画作成等関係者

(以下、作成等関係者という)

② 本人・地域が記入して作成

優先度の低い人が対象

本人もしくは本人の家族や避難支援等関係者が
記入を支援して、作成した個別避難計画を自ら
市に提出

作成等関係者の役割



- ① 対象者（優先度の高い避難行動要支援者）に対し、個別避難計画について説明
- ② 個別避難計画の作成をサポート
- ③ 作成した個別避難計画を市に提出

① 対象者（優先度の高い避難行動要支援者）に対し、個別避難計画について説明

市から優先度の高い方の名簿を提供します

自主防災組織・自治会 ⇒ 対象地域のみ

福祉サービス事業者 ⇒ 利用者のみ

訪問等により、個別避難計画作成の呼びかけをお願いします

② 個別避難計画の作成をサポート

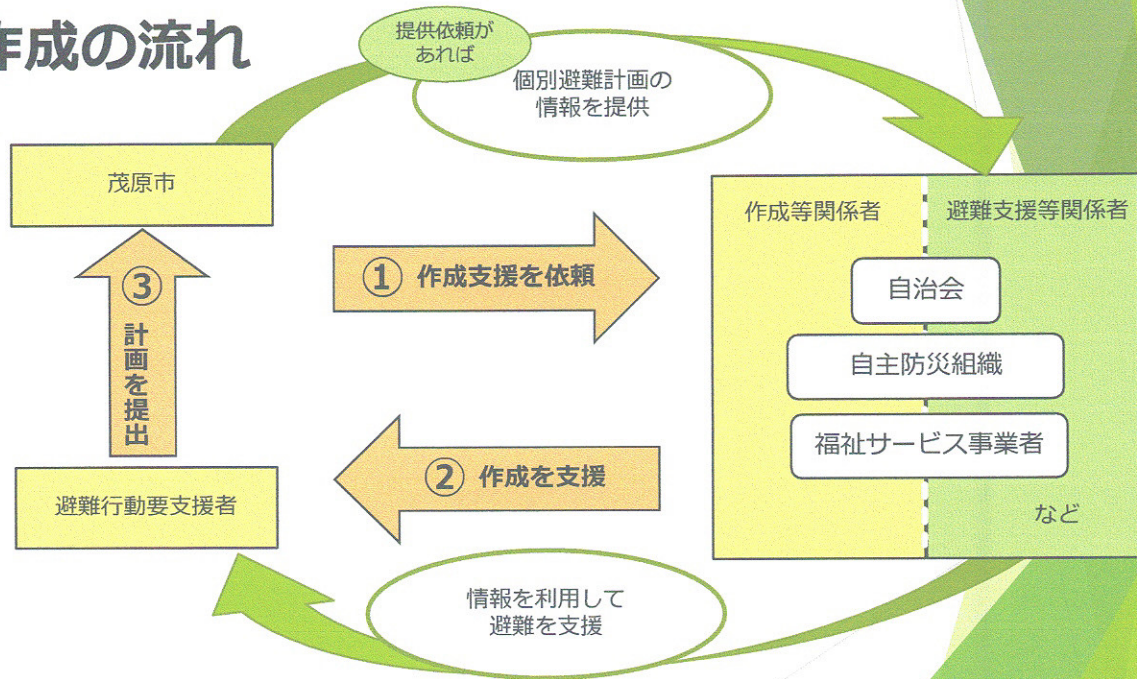
- ・ 個別避難計画への記入
- ・ ハザードマップの確認
(自宅の災害危険度、指定避難先などの確認)
- ・ 緊急連絡先、介助者等への連絡 など

必要に応じて対象者と相談のうえ、作成を支援していただくようお願いします

③ 作成した個別避難計画を市に提出

介護や障がいの程度により、
本人が提出することが困難な場合は
代理の方に提出を依頼していただくよう
お願いします

作成の流れ



自力での避難に不安を抱えている方を
地域で見守り、助け合えるよう、
本人や地域が主体となった個別避難計画の作成を
進めていきましょう。



地域の皆さんの

ご理解とご協力をお願いします。